

平成31年度事業計画書
(2019年度)

社会福祉法人ももやま福社会
ぐんぐんハウス

平成31年度法人基本方針

理 念

「人として豊かに生きる」

はじめに

親子の高齢化が進む中、保護者の要望である親亡き後の暮らしの問題が深刻さを増してきています。そこには自分たちが元気な間に何とか解決しておきたい、家族には迷惑をかけたくない思いですが現状の受け入れ施設の不足による入所困難が背景にあります。また、当施設の特徴でもある重度障がい者の多くが通所されている中で、精神面や肉体面から体調を崩されて長期欠席につながるケースもある中、他事業所から進路変更される利用者の受入れや他事業所の短期入所事業の利用希望ケースが増えてきています。

更に、職員採用も一般企業と比べて社会的地位の認知や条件面の低さばかりが取り上げられ、福祉へ関心をお持ちの方が少なくなり、人材不足にさらなる拍車がかかってきております。また、現行の公助を減らす支援制度の特徴でもある日払い制の下では、事業運営の資金面において年々悪循環が増し、施設運営の将来性に対して大きな課題になっています。そこで、利用者確保を積極的に行うため、新規利用者候補者が行ってみたい、通ってみたいと思って頂ける情報発信や現在利用中の方々にも、将来的に安定・安心につながるため、平成28年に策定された「中期事業計画」のグループホーム2カ所の運営開始と年々増える続ける生活介護事業への利用希望対策として柵辻での分園運営・居宅介護事業運営開始を行っていくとともに職員研修を強化していきます。

昨年は、障がい者総合支援法の3年の見直しの完全実施や介護保険の改正、生活保護法の一部改訂や児童福祉法の改正など実施されますが、パイの小さな当施設にとっては十分な改善対策となるかは疑問が残ります。昨年度の社会福祉法人改革を迎えて少しでも前進を目指して取り組んでいます。①経営組織のガバナンス強化②事業経営の透明性の向上③財務規律の強化④地域における公益的な取り組みを実施する責務⑤行政との連携があり、中でも④の項目について地域貢献事業として、地域の中に溶け込んでいき、同じ悩みを持つ皆さんとご一緒になって意見交換や進路のための体験学習としての「障がい児親子食堂」の継続開催による地域貢献をしていきます。

【基本方針】

1. 事業基盤の強化

既存事業の整備や見直しを図り、基盤強化に努めます。
計画的に設備・備品の交換を実施して行きます。

2. 職員の資質の向上

社会福祉法人の職員として必要な資質を高めることを目指します。

3. 魅力ある職場づくり

風通しの良い組織風土の醸成や職場環境の整備に取り組みます。
あわせて人材育成の仕組みを作り、働きがいのある職場づくり
を通して人材確保に努めていきます。

4. 経営の安定を図る

中期事業計画の実施 (平成28年度より継続事業)

山科区榊辻ぐんぐんハウス榊辻グループホーム運営 (男子)

山科区榊辻ぐんぐんハウス榊辻生活介護事業運営

伏見区醍醐ぐんぐんハウス醍醐グループホーム運営 (女子)

居宅支援事業 (移動支援) 運営

5. 社会福祉法人としての地域貢献事業として取り組みます。

障がい児親子食堂の開催 年4回 継続事業

6. 災害時の対応

災害時におけるBCP (事業継続計画) の策定に取り組みます。

平成31年度ぐんぐんハウス事業計画

<基本方針>

- (1) 利用者の意向、適性、障がいの特性を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき自己実現をして行きながら主体的に生きる力を高めて、生活の質の向上に向かうようにします。計画実施に向けては、保護者との連携を密にし、施設と家庭で一貫性の在るものとしします。
- (2) 利用者が施設において健康で楽しく快適な生活を営むことができるように、作業外活動の時間を設けるほか、必要に応じて施設外活動についても適切に実施できるよう配慮します。
- (3) 長期的に安心して利用出来るように、保健福祉センター・地域生活支援センターなど関係機関と連携し支援していくとともに諸問題にはカンファレンスを実施し解決していきます。また、南部自立支援協議会には積極的に参加します。
- (4) 職員が長期的に安定して働くことができるように、職場環境を整えていきます。
- (5) 安定した施設運営が出来るように継続的に新規利用者の受入れを行います。そのため積極的に見学や施設実習の受け入れを行います。特に現在定員割れの就労継続B型事業について受入れをしていきます。
- (6) 経営基盤の安定に向けて、新規事業を取り組んでいきます。
 - ①新規事業の運営
 - グループホームの運営
 - 日中支援事業所の運営
 - 居宅支援事業（移動支援）の運営
- (7) 社会福祉法人としての地域貢献事業として取り組みます。
 - 障がい児親子食堂の開催 年4回

<運営方法>

1 事業運営のため、会議（運営・職員・給食・各班・グループ）を定期的を開催します。

また、必要に応じて委員会を設置し、その都度職員会議にて報告を行い、職員周知を図って行きます。

2 人材育成を強化する。

（1）外部研修

職員の資質向上のため、外部研修に積極的に参加し、日常業務に反映していきます。

年4回参加者による研修報告会を開催します。

（2）内部研修

①障がい者虐待・身体拘束について、年2回以上の研修を実施します。

②課題（防犯・食中毒・感染症予防など）について、年1回以上の研修を実施します。

③キャリアパス（新人・中堅・リーダー）研修を実施します。

④年4回外部研修報告会を実施します。

⑤新規事業に伴い導入研修を実施します。

（3）施設見学

他施設の良い面を学ぶために見学研修を実施します。

表 1

月	研修名	内容	形態	講師	受講対象者
5	新任職員研修①	新人職員に対し、障がい者施設、利用者支援、利用者理解等の基礎的な知識に対する研修を行う。	法人内	施設長、主任、担当職員	新任職員
	食中毒、感染症予防研修	食中毒、感染症予防に対する知識を習得する	外部	外部講師	職員1名
6	福祉職員人権研修	福祉職員に求められる人権意識、態度を学ぶ。	外部	外部講師	職員1名

7	専門職伝達研修	専門職としての知識を学ぶ	研修報告会	資格職員	全職員
	制度研修	福祉制度について学習する	研修報告会	施設長	全職員
8	新任職員研修②	入職して四半期を振り返り、今の気持ちを出し合う。また、それぞれが持っている悩みを出し合い情報共有をする。	法人内	施設長、主任、担当職員	新任職員
	ケース記録の基礎と展開	記録の仕方について知識を習得する。	外部	外部講師	職員 1 名
	リスクマネジメント研修	リスクマネジメントに関する知識を習得する	外部	外部講師	職員 1 名
9	虐待防止、人権擁護研修①	虐待防止、権利擁護	外部	外部講師	職員 1 名
	キャリアアップ研修	キャリアアップに必要な知識や考え方を身につける。	外部	外部講師	職員 1 名
10	職員見学会	外部事業所での取り組みを学ぶ	見学	外部講師	全職員
11	虐待防止、人権擁護研修	外部研修を受けた職員が専門就な知識を伝達する。	研修報告会	受講職員	全職員
12	防犯研修	防犯に関する知識を習得する	法人内	外部講師	全職員
2	職員・保護者合同学習会	障害者総合支援法・他障害者制度	法人内	施設長	全職員・保護者
3	外部研修報告会	外部研修を受けた職員が必要な知識を伝達する	法人内	職員	全職員
	虐待防止、人権擁護研修②	外部研修を受けた職員が必要な知識を伝達する。	研修報告会	受講職員	全職員

3危機管理

- (1) ひやり・ハット事例の担当職員を配置し、報告及び対応策について検討を実施します。
- (2) 苦情解決体制を整備し、苦情・要望等があった場合には、速やかに対応し、支援に反映します。

(3) 第三者委員会を年1回5月に開催します。

I 事業活動方針

(1) 漉き班（生活介護・就労継続B型）

- ①屋外での活動を増やし体力維持に努力します。
- ②作業は正確に取り組めるよう、技術の向上に努力します。
- ③販売活動（京都ほっとはあとセンター）に積極的に参加します。
- ④平均工賃1万円を目指します。
- ⑤定期的なぐんぐん手作り市に参加します。
- ⑥利用者の障がいに応じた居場所を提供します。
- ⑦新規利用者受入れのため、安心・安全のサービス提供を実施します。

(2) アトリエ班（生活介護）

- ①健康・体力・歩行の能力変化に対してプログラム等により個別に対応します
- ②意思表示、自己決定など主体的な行動が出来るよう支援します
- ③四季の変化をより体感できるようプログラムを充実すると共に新たに園芸活動を通じて四季折々の草花や果物を自分たちで育て行きます。
- ④複合施設の特性を生かした活動の場を提供します。
- ⑤音楽活動を通じて地域交流を図ります。
- ⑥定期的なぐんぐん手作り市に参加します。

(3) 短期入所事業

- ・今年度からグループホームに併設した短期入所事業を重点に運営をします。特に、女性利用者については、希望日や連泊利用が出来るようにします。
- ・金土日の開設をします。
- ・新規外部利用者受け入れをします。
- ・緊急時受入れ対応施設に指定が受けられるように努力します
- ・緊急時対応を実施します。（冠婚葬祭・保護者の病気等）
- ・短期入所事業を安定のため、人材確保に力を入れていきます。

(4) 計画相談事業

- ・平成31年度新規・更新予定者の計画作成を実施します。
- ・利用者が安心して利用出来るように計画作成をします。
- ・計画作成にあたり、個人情報保護に努めて作成します。また更新時には

関係機関と連携を図っていきます。

Ⅱ 生 活

1. 余暇

(1) 余暇活動

- ・年間2回各班の日帰り外出の実施。活動内容については利用者と職員で決定します。
- ・年4回の季節行事の実施
実施行事については、必ず利用者の満足度を確認していきます。

(2) クラブ活動（創作・習字・季節創作）

- ・とっておき芸術祭に出展と見学に行きます。

(3) 自治会活動

- ・自治会行事の企画運営を行います。

焼肉交流会（トップスさんの招待企画）	5月
夏企画	8月
クリスマス会	12月
お疲れさん会（トップスさんを招待し企画）	3月
- ・給食会議へ参加をします。

2. 健康

(1) 健康に関して利用者と家族の理解を深め、健康増進と疾病予防を図り、個々の心身の変化を把握するために、以下のことを計画実施します。

- ・年1回歯科検診の実施 京都市歯科センター
- ・年1回インフルエンザの予防接種の実施 西七診療所
- ・年1回健康診断の実施 西七診療所

(2) 看護師との密接な連携を図り、緊急時等には適切な対応を速やかに行います。

(3) 衛生について理解が深まるような環境を作り、健康増進と感染予防を図るために、以下のことを計画実施します。

- ・衛生についての研修を実施します。
- ・感染症（インフルエンザや食中毒等）の予防に努めます。
- ・施設内及び周辺を含む美化活動に取り組みます。

3. 給食

ワカースコープに業務を委託し、利用者、職員、栄養士、厨房職員の連携を密接にし、給食会議を積極的に活用してより良い給食を実現して行きます。

- (1) パン給食・誕生日食・行事食・季節食等の内容の充実に努めます。
- (2) 給食会議に利用者が参加し給食の充実を図ります。
- (3) 年1回嗜好調査を実施します。
- (4) 給食会議・検食簿・利用者の感想などを大切にして味付けを検討します。
- (5) 食堂の環境美化に努めます。
- (6) 利用者のマナーの向上に努めます。

Ⅲ 防災・防犯・交通安全

1. 防災

各種災害予防体制を確立させ、それに基づいた訓練・研修を行います。

- (1) 年間2回（9月1日・3月11日）、避難訓練を実施します。
- (2) 防火管理者、防火設備点検業者による防火設備の点検を定期的に行い、安全管理を徹底します。
- (3) 緊急連絡先等を整備し、変更が生じた場合には速に変更をします。

2. 防犯

予防体制を確立させ、それに基づいた訓練・研修を行います。

- (1) 防犯について訓練・研修を行います。
- (2) 防犯対策用の備品を備えます。

3. 交通安全管理

安全第一に運転を実施する。

- (1) 年1回安全運転管理者の講習会を受講します。
- (2) **交通事故ゼロを目指します。**
- (3) 送迎車の定期点検を行います。

最重点課題

Ⅳ 地域との連携

1. 地域の福祉施設との連携

- (1) 京都市南部自立支援協議会に参加します。
- (2) 地域生活支援センターとの連携を図ります。

その都度必要に応じてカンファレンスを実施して行きます。

2. 学校との連携

- (1) 中学生のチャレンジ体験を受け入れます。
- (2) 大学生や専門学校の資格取得実習の受け入れを実施します。
(社会福祉士・介護福祉士・保育士)
- (3) 支援学校の見学・体験実習の受け入れを実施します。

3. 地域の各種団体との連携

- (1) 和紙体験として保育園児の卒業証書作りに協力します。
- (2) 障がい児親子食堂の開催年4回
- (3) 各種団体の施設見学を積極的に受け入れします。

4. ボランティア

ボランティアを積極的に受け入れを行います。

ボランティアの養成をします。

- (1) 行事ボランティア
- (2) 日中活動のボランティア

V. 広報活動について

1. 年2回（8月・2月）機関紙の発行をします。
2. 定期的にホームページの更新をします。
3. その他として
各班の企画行事について、活動記録を作成し家族に報告します。

VI. 保護者会について

1. 保護者会の運営
定期的に保護者会の開催をします。
各事業所での保護者との懇談会

VII. 後援会

後援会と連携を図ります。その為、事務局窓口として2名の職員を配置します。
年2回の機関紙に発行時には、入会のお願いをして行きます。

